

令和7年9月公表

人事行政の運営等の状況について

朝来市の人事行政運営等について、市民の皆さんに理解していただくため、「朝来市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務等について、令和6年度の概要を公表します。
(※については、暫定再任用職員を含む)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況 (R6.4.1～R7.3.31) ※

採用	19 人
退職	20 人

(2) 職員数の状況 (各年度4月1日現在) ※

令和7年度	338
令和6年度	339
差 引	△1

2 人事評価の状況

・目標管理評価の結果 (R6.4～R7.3)

評価結果判定区分 (100点満点)	R6.4～R6.9		R6.10～R7.3	
	該当職員	構成比	該当職員	構成比
S(86点以上)	0	0.0%	0	0.0%
A(71点以上85点以下)	71	21.2%	71	21.2%
B(56点以上70点以下)	258	77.0%	255	76.1%
C(41点以上55点以下)	6	1.8%	6	1.9%
D(40点以下)	0	0.0%	3	0.9%
計	335	100.0%	335	100.0%

・勤務成績評価の結果 (R5.10～R6.9)

勤務成績 評価区分	該当 職員	構成比
極めて良好	2	0.6%
特に良好	58	17.3%
良好	250	74.6%
やや良好でない	22	6.6%
良好でない	3	0.9%
計	335	100.0%

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算) ※

区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A
6年度	人 27,526	千円 21,356,825	千円 752,524	千円 3,851,210	% 18.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算) ※

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 318	千円 1,186,512	千円 216,990	千円 483,069	千円 1,886,571	千円 5,933

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	329,565 円	276,214 円
平均給与月額	395,849 円	320,986 円
平均年齢	43.4 歳	43.8 歳

(4) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	一般行政職	技能労務職	国・県の制度 (一般行政職)	
			国	兵庫県
大学卒	187,300 円	—	196,200 円	202,400 円
高校卒	166,600 円	173,700 円	166,600 円	170,900 円

(5) ラスパイレス指数の状況 (各年度4月1日現在)

令和6年度	令和5年度
96.6	96.5

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の「行政職俸給表(一)」の適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,000 円	289,000 円	331,017 円
	高校卒	217,900 円	該当なし	該当なし

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事書記	主事書記	主任主査	上席主査 係長 課長補佐	副課室長	課長 課参事	理事 統括部長・会計管理者 部長・担当部長 局長 次長	
職員数	20 人	25 人	38 人	59 人	29 人	32 人	22 人	225 人
構成比	8.9 %	11.1 %	16.9 %	26.2 %	12.9 %	14.2 %	9.8 %	100.0 %

(注) 「朝来市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

(8) 職員手当の状況(令和6年度)

① 期末・勤勉手当

朝 来 市	国
(6年度支給割合)	(6年度支給割合)
期末手当 2.50 月分	期末手当 2.50 月分
勤勉手当 2.10 月分	勤勉手当 2.10 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

② 退職手当

朝 来 市	国
(支給率)	(支給率)
自己都合 勤続20年 19.6695 月分	自己都合 勤続20年 19.6695 月分
勤続25年 28.0395 月分	勤続25年 28.0395 月分
勤続35年 39.7575 月分	勤続35年 39.7575 月分
最高限度額 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

③ 特殊勤務手当

支給実績(6年度決算)	1,083 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	135,405 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	2.4 %
手当の種類(手当数)	5

④ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	78,059 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	325 千円

⑤ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者以外 1人につき6,500円 ・満16歳から22歳年度末までの子は5,000円を加算	同一	
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,001円～61,000円 (家賃額－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61千円以上 28,000円 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住宅 上記額の1/2の額	同一	
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(通勤距離が片道1km未満である職員を除く) ・交通機関等利用 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額) 支給限度額 55,000円(1箇月あたりの運賃等相当額) ・交通用具利用(1km以上) 通勤距離に応じて1,000円～31,600円	一部異なる	交通用具利用 国は、2km未満無支給

(9) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	865,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 980,000円 / 382,500円
	副 市 長	684,000 円	794,000円 / 560,000円
	収 入 役	- 円	
	議 長	441,000 円	557,000円 / 327,000円
報 酬	副 議 長	363,000 円	493,000円 / 279,000円
	議 員	334,000 円	450,000円 / 259,000円
期 末 手 当	市 長	(6年度支給割合)	
	副 市 長	4.60 月分	
	収 入 役		
	議 長	(6年度支給割合)	
	副 議 長	4.60 月分	
	議 員		

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的な職場) 令和6年4月1日現在

勤務時間		休憩時間	週休日	1週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後0時から午後1時まで	土曜日、日曜日	38時間45分

(2) 年次休暇の取得状況(R6.1.1～R6.12.31)

概 要	平均取得日数	備 考
1年につき20日付与 ※翌年に繰越可能(最大20日)	10.3日	年間を通して在職した一般職員の平均です。

5 職員の休業に関する状況

(1) 種類

休 業 等	育児休業	子を養育するため、子が3歳に達するまで休業することができる制度
	育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまで、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度
	部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間)について、勤務しないことが認められる制度。

(2) 取得状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

- ・育児休業 19人
- ・育児短時間勤務 0人
- ・部分休業 11人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分 限 処 分	件 数	備 考
職員がその職責を十分に果たすことができない場合に 行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。		
	6件	(免職 0件、休職 6件、降任 0件、降給 0件)

(2) 懲戒処分の状況

懲 戒 処 分	件 数	備 考
職員の一定の義務違反に対する責任を問うための処分 で、公務における規律と秩序の維持を目的とします。		
	1件	(免職 0件、停職 0件、減給0件、戒告1件)

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか、「朝来市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第38条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。

8 職員の退職管理の状況

朝来市職員の退職管理に関する条例に基づき、課長職以上であった職員が離職後2年間に営利企業等に再就職した状況を公表します。

(1) 対象者

公表前年度に退職した営利企業等へ再就職した課長職以上の職員（他自治体との交流による割愛退職等を除く）

(2) 再就職状況の概要

退職時の職位	退職者数	届け出のあった者	その他		再就職者 合計
		民間企業等	再任用	市嘱託職員等	
部長職	0				0
次長職	0				0
課長職	0				0

※営利企業等に再就職した職員は、退職後2年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連して職員に働きかけをすることを禁止しています。

9 職員研修の状況※

区 分	実施場所等	研 修 内 容	受講者数(人)
独自研修		新任職員研修(前期・後期)	23
		エルダー養成研修	9
		メンタルヘルス研修	39
		管理職研修	76
		手話研修	73
		災害時初動対応研修	209
		接遇・コミュニケーション研修	111
		交通安全研修	602
		一般職研修	47
		LoGoフォーム研修	33
		あさご未来会議ファシリテーター	31
		政策形成研修	51
		行政評価研修	57
		ゲートキーパー研修	58
		人権研修	94
		コンプライアンス講座	155
		人事評価制度研修	110
一般研修 (階層別研修)	兵庫県自治研修所	第1部研修	7
		監督職研修	2
		管理職研修	5
		マスターズ研修	6
	但馬広域行政事務組合	新任職員研修(前期・後期)	23
		中堅職員研修	4
		監督職員研修	3
		市町合同管理職員研修	5
特別研修	自治大学校	第2部課程	1
		事後研修会	1
	兵庫県自治研修所	説明力向上研修	2
		女性リーダー育成研修(前期・後期)	3
		リスクマネジメント研修	1
		広報力・発信力向上研修	1
		働き方改革のための事業見直し研修	1
	国際文化アカデミー	自治体職員のためのデータ分析の基本	1
		地域共生社会の実現に向けて	1
		災害時における外国人への支援セミナー	1
		使用料等の債権回収	1
		市町村議会事務局職員研修	1
	兵庫県(市町振興課)	実務担当者研修など	21
	兵庫県市町村振興協会	パソコン研修	8
	但馬広域行政事務組合	法制執務・行政法・地方自治法・人権啓発研修など	32
	その他	ひょうご人権総合講座ほか	14
国派遣	総務省自治税務局	総務省自治税務局研修派遣	1
県派遣	兵庫県専門職大学	兵庫県専門職大学派遣	1
県派遣	兵庫県但馬長寿の郷	兵庫県但馬長寿の郷派遣	1
県派遣	兵庫県朝来土地改良センター	兵庫県朝来土地改良センター派遣	1
大学院派遣	兵庫県立大学	兵庫県立大学大学院派遣	1
合 計			1928

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生等の状況

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	職員健康診断の実施 受診者数 530人
共済組合	職員は、地方公務員を対象とする社会保険制度である兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫県支部に加入し、職員と市が分担拠出する財源により医療や年金の給付を受けています。
職員互助会	職員の福利厚生の実施について、(財)兵庫県町村職員互助会又は兵庫県学校厚生会及び朝来市職員会等を通じて福利厚生事業を行っています。 ■会員数 (財)兵庫県町村職員互助会 292人 兵庫県学校厚生会 37人 朝来市職員会 330人

(2) 公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
5件	0件	5件

11 職員の競争試験及び選考の状況

(単位:人)

試験の種類	職 種	受験者数	合格者数	競争率
競争試験	一般行政職(高校新卒)	2	1	2.0
	一般行政職(事務職)	23	3	12.0
	一般行政職(Uターン者)	0		
	一般行政職(社会人経験者)	13		
	一般行政職(就職氷河期)	-	-	-
	一般行政職(身体障害者)	-	-	-
	一般行政職(土木職)	1	0	-
	一般行政職(文化財専門員)	1	1	1.0
	保育教諭	4	4	1.0
	保健師	-	-	-
	管理栄養士	-	-	-
	助産師	-	-	-
	技能労務職(技能員)	7	2	3.5
	技能労務職(調理員)	-	-	-

(注) 上記は、令和7年4月1日付け採用に係る競争試験の状況です。